注10　夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定入院医療機関に入院している入院対象者については、医療観察看護師夜間６対１配置加算として、１日（別に厚生労働大臣が定める日を除く。）につき110点を所定点数に加算する。

注11　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た病棟に入院している入院対象者については、医療観察多職種協働加算として、１日につき35点を所定点数に加算する。

２　入院対象者入院医学管理料（１日につき）

イ　医療観察一般病棟入院料

⑴	急性期入院対象者入院医学管理料	3,100点
⑵	回復期入院対象者入院医学管理料	1,200点
⑶	社会復帰期入院対象者入院医学管理料	2,200点

ロ　医療観察地域移行支援病棟入院料

⑴	急性期入院対象者入院医学管理料	2,800点
⑵	回復期入院対象者入院医学管理料	1,000点
⑶	社会復帰期入院対象者入院医学管理料	3,000点

（削る）

注１　１に規定する医療観察法病棟入院料を算定する指定入院医療機関において、イ及びロの各区分の入院中の対象者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合している対象者に限る。）に対して入院対象者入院医学管理が行われた場合に、当該入院中の対象者に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

（削る）

注２　イの⑴及びロの⑴に規定する急性期入院対象者入院医学管理料について、入院決定日から起算した期間に応じ、次に掲げる区分に従い、１日につきいずれかを所定点数から減算する。ただし、他の指定入院医療機関から転院した日（以下「転院日」という。）から起算して90日を経過していない場合は、減算しない。なお、入院決定日から起算して２年を超える期間にあっては、算定しない。

イ　医療観察一般病棟入院料

⑴	90日を超え180日以内（別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合に限る。）	1,000点
⑵	180日を超え１年以内	1,600点
⑶	１年を超え２年以内	2,200点

ロ　医療観察地域移行支援病棟入院料

⑴	90日を超え180日以内（別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合に限る。）	700点
⑵	180日を超え１年以内	1,400点
⑶	１年を超え２年以内	2,100点

入院対象者入院医学管理料（１日につき）

イ　急性期入院対象者入院医学管理料　6,798点

（新設）

（新設）

（新設）

ロ　回復期入院対象者入院医学管理料　5,012点

（新設）

（新設）

（新設）

ハ　社会復帰期入院対象者入院医学管理料　5,926点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定入院医療機関において、各区分の入院中の対象者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合している対象者に限る。）に対して入院対象者入院医学管理が行われた場合に、当該施設基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

注２　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすことができない病棟については、当分の間、その旨を地方厚生局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している対象者について、当該施設基準に係る区分に従い入院対象者入院医学管理料を算定できる。ただし、１日につきそれぞれの所定点数から88点を減算する。

注３　急性期入院対象者入院医学管理料について、入院決定日から起算して91日以上１年以内の期間にあっては、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、１日につき所定点数から1,170点を減算し、入院決定日から起算して１年を超える期間にあっては、１日につき所定点数から1,760点を減算する。ただし、他の指定入院医療機関から転院した日（以下「転院日」という。）から起算して90日を経過していない場合は、減算しない。

（新設）

（新設）